

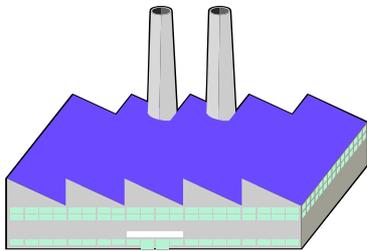
飯塚市役所（環境整備課）からのお知らせ

悪臭防止法による規制方法の変更について

飯塚市においては、悪臭防止法に基づく工場や事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制方法が、平成 23 年 10 月 1 日より、アンモニア、硫化水素など 22 の「特定悪臭物質」の排出濃度による規制から、次のように

人の嗅覚を用いて臭いの程度を評価する「臭気指数」による規制

に変更になりました。



悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生させている工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに、悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として、昭和 46 年に制定された法律です。

規制対象 . . . 飯塚市全域のすべての工場・事業場

規制方法 . . . 臭気指数による規制

【人の嗅覚により、臭いのついた空気を臭いが感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍数を数値化したもの】

規制基準値 . . . 臭気指数 12

【約 16 倍に希釈しなければ臭いが無くなる程度の臭い】

臭気指数算出方法(三点比較式臭袋法)

現地（工場や事業所）で空気を採取し、6 名以上の判定士により、臭いの程度の判定を繰り返して臭気指数を算出します。

悪臭防止法により臭気測定業務従事者（臭気判定士）が行うこととなっております。

<三点比較式臭袋法とは>

3 つの袋【2 つの袋には無臭の空気を入れ、残りの 1 つの袋に一定の倍数に希釈した空気を入れる】を用意し、順次希釈しながら判定を行い、どの袋に臭いのついた空気が入っているのかを判定できなくなったときの希釈倍数により臭気指数を算出する方法。



悪臭とは何でしょうか？

「悪臭」とは、人が感じる「いやな臭い」、「不快な臭い」の総称です。一般的に「いい臭い」と思われる臭いでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭と感じられることもあります。また、臭いには個人差や嗜好性、慣れによる影響もあります。その臭いで困っている人がいれば、その臭いは「悪臭」なのです。

飯塚市においては、悪臭防止法による規制方法は「特定物質濃度規制」から「臭気指数規制」に変更になりましたが、臭気強度は 2.5（下記表を参照）で変更はありませんので、市に寄せられる苦情の状況を見る限り、市内のほとんどの工場・事業場は、規制値を下回る状況で事業活動が行われているものと推察します。

6段階臭気強度表示（参考：ハンドブック悪臭防止法 四訂版）

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できる臭い（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱い臭い（認知閾値濃度）
2.5	臭気強度 2 と臭気強度 3 の中間
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

事業者において臭気測定を行う場合は、嗅覚測定法により測定を行う必要がありますので、ご注意ください。